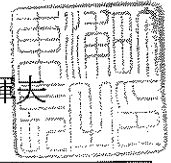


東浦町告示第 /8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、指定納付受託者を令和 8 年 4 月 1 日に次のように指定した。

令和 8 年 4 月 1 日

東浦町長 日高 輝夫



指定した者	納付させる歳入	歳入を納付させる期間
三菱UF Jニコス株式会社 東京都文京区本郷三丁目 33 番 5 号	町民税・県民税・森林環境税（普通徴収） 固定資産税・都市計画税 軽自動車税 国民健康保険税（普通徴収）	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで